内閣委員会)

総 合研 究 開 発機 構 法 を 廃 止する法 律 案 閣 法 第六一号)(先議) 要旨

本法 律 案 は、 特 殊 法 人 等 の 改革 等 の 環として、 総合研 究開 発機 構 法 を廃止 ŕ 総合研 究開 発 機 構 の 財 4

法 人へ の 組 織 変 更 を 可 能 に す っ る 規 定 を整 備しようとするもの で あ וֹ) そ の 主 な 内 容 は 次の とお ij で ある。

一、総合研究開発機構法の廃止

総 合 研 究 開 発 機 構 法 以 下 旧 法 ح 11 . う。 ) は 廃止する。

二、旧法の効力

旧 法 の 規定 ば 総 合 研 究 開 発 機 構 以下「 機 構 という。) が 解 散 す る場 合は そ の 清 算結了の登記 の時、

財 団 法 人に 組 織 変更する場合は その 組 織 変 更 の 時 までの 間 ば、 な お そ の 効 力 を有 ける。

二、財団法人への組織変更

1 機 構 は、 平成二十年三月三十一日までの間に、 民法第三十四条の規定に より設立される同 樣 の業務を

行うことを目的とする財団法人に 組織 を変更することができる。 機 構 の 組 織 変 更は、 内 閣 総 理大臣 の 認

可 を受け、 財団法人の設立の登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 債 権者保護手続等に関する規定を設ける。

四 出 資 者の持 分 の 取 扱 ١J

1 機 構 が 財 4 法 人に 組織変更をする場合には、 政府以外の出資者は、 機構に対し、 その持分の全部又は

部 の 払 戻 し の 請求をすることができる。

2

政

府

の 持

分及び払戻請求の

な

いかった

政

府以

外の

出

資者

の持分については、その持分に相当する金銭が、

組 織 変更後 の 法 人に対し 無利子で貸 し付けら ħ た も

財 4 のとする。

3 2 の 政 府 の 貸 付 金 の 償 還 期 間 ば、 八 年 (三年以 内 の 据 置 期 間 を含む。) 以内とする。

ゼ 機 構 の 解 散

組 織 変更をし ない 場合、 平成二十年三月三十一日の経過する時に 機 構は 解散する。

六 施行 期日

こ の法律は、 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。